

写

31東監発第54号
令和2年3月6日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 熊木 敏己 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 土田 士朗
東村山市監査委員 伊藤 真一

財政援助団体監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体の監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の期間

令和元年12月2日から令和2年2月25日まで

実査の日 令和2年1月9日

説明聴取の日 令和2年2月10日

第3 監査の対象

財政援助団体	担当所管課
東村山交通安全協会	環境安全部 地域安全課

平成30年度・令和元年度（平成30年4月1日～令和元年11月30日）における、東村山市補助金に係る出納と、その他の事務の執行

第4 監査の観点

監査にあたっては、主に次のような事項が適正に行われているかどうかを観点として、書面審査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

「団体」

- 1) 補助金の交付申請及び申請時期は適切か。
- 2) 補助金に係る会計経理は適正か。
- 3) 補助金の使途は適正か。
- 4) 補助金事業はその目的にそって適正に行われているか。
- 5) その他財務及び事務事業に関する必要事項。

「所管」

- 1) 補助決定は適正か。
- 2) 補助額及び交付時期は適切か。
- 3) 実績報告は確実にとられているか。
- 4) 交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第5 監査の結果

団体の概要及び監査の結果は次のとおりである。

1. 組織の概要について

(1) 設置目的

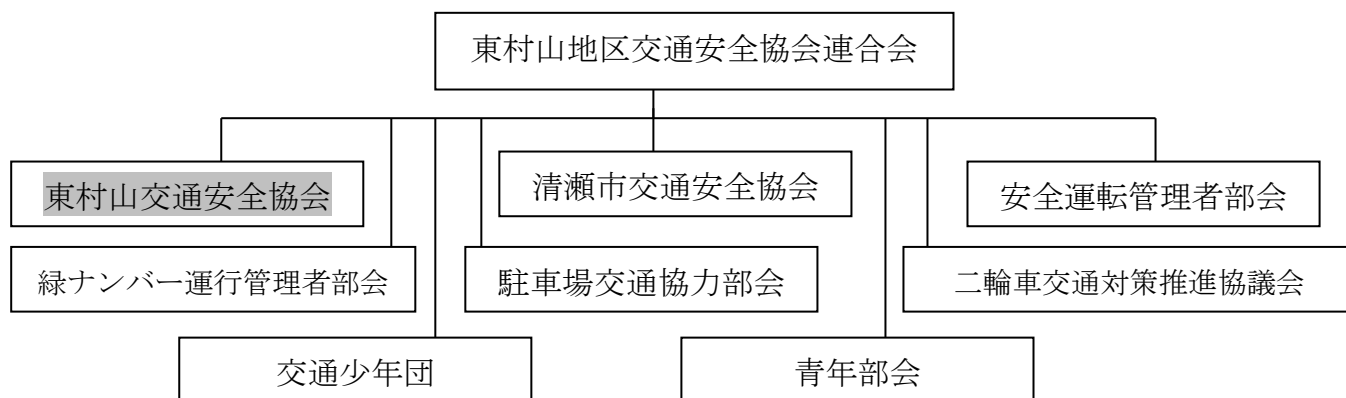
東村山交通安全協会は、「市内における交通の安全を確保するため、各種の対策を立てこれを推進すること」を目的に昭和40年12月に設立された。

(2) 事業内容

- ①交通安全思想の普及広報
- ②交通安全講習会等の開催
- ③公的諸行事に関する交通安全の確保
- ④交通少年団の指導育成
- ⑤交通功労者及び優良運転者の推進
- ⑥その他交通安全に関する事項

(3) 組織

東村山市に居住する者、営業所又は事務所等を有する者もしくは常時交通機関の運行等の事業を営む個人又は法人（団体）の会員をもって組織されている。令和元年度同協会の本部役員は会長1名、副会長5名、事務局1名で構成されている。なお、同協会は東村山地区交通安全協会連合会の組織構成部と位置付けられている。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度会員数
法人会員……………	119名	109名	110名
個人会員……………	806名	743名	679名
特別会員……………	59名	66名	63名
計	984名	918名	852名

(4) 会計

一般会計、また備品修理積立基金、車輛維持管理積立基金、役員等災害準備積立基金がある。

(5) 市との関係

事業の補助として「東村山市補助金等の予算の執行に関する規則」に基づき、平成30・令和元年度とも400万円の補助金を交付している。

(6) 市補助金の対象事業

活動費・保険料・車輛維持費・管理費・人件費・備品購入費・事務費・通信運搬費・光熱水費。主なものとして、活動費約200万円、人件費204万円(平成30年度)

(7) 運営費

会員の会費、市の補助金、分担金、謝礼金等を運営費に充てている。

2. 監査の結果

(1) 指摘事項

・監査を実施した範囲においては、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

・補助金の対象費目経費外である役員等災害準備積立基金については、『役員等が活動中に偶然の加害事故が発生し、その補償金を支払ったことが契機となり設置された基金』である。しかしながら、万が一の場合に備えるという意味では、保険制度があると考えられるので、所管課と連携・協力して他市の状況等を調査され、役員等が安心して活動できる環境・体制を整えられるよう保険加入を検討されたい。